

# 「とちぎ中山間地域スマートビレッジ特区」の概要

【関係省庁】農林水産省、国土交通省、経済産業省、環境省

## 【国の動き】

### ◇チャレンジ25キャンペーン

- ・温室効果ガスの排出量  
2020年までに25%削減(1990年比)  
2050年までに80%削減(1990年比)

### ◇食料・農業・農村基本計画

- ・農村におけるクリーンエネルギーの生産・利用の拡大

## 【本県の状況】

### ◇中山間地域の利点

- 小水力や太陽光などのクリーンエネルギーが豊富
- ・栃木県の大部分は森林(55%)と農用地(20%)
- ・冬場は日照時間が長い
- ・中山間地域の用水路は落差が大きい

### ◇中山間地域の課題

- クリーンエネルギーが有効に利用されていない
- 基幹産業が農業であるが、経営が安定していない
- 過疎化・高齢化が進み、耕作放棄地が増えている
- 生活環境の改善が求められている

### ◇課題への対応

- クリーンエネルギーを利用したクリーン電力の生産
  - ・農業用水を利用した小水力発電
  - ・既存施設の屋根や耕作放棄地を利用した太陽光発電
- クリーン電力の有効利用による活性化
  - ・農業振興
  - ・生活環境の改善
  - ・都市農村との交流(観光振興)

### ○規制の特例措置

- ・電気事業法に基づく届出の緩和
- ・河川法に基づく許可の緩和
- ・農地法に基づく制限の緩和

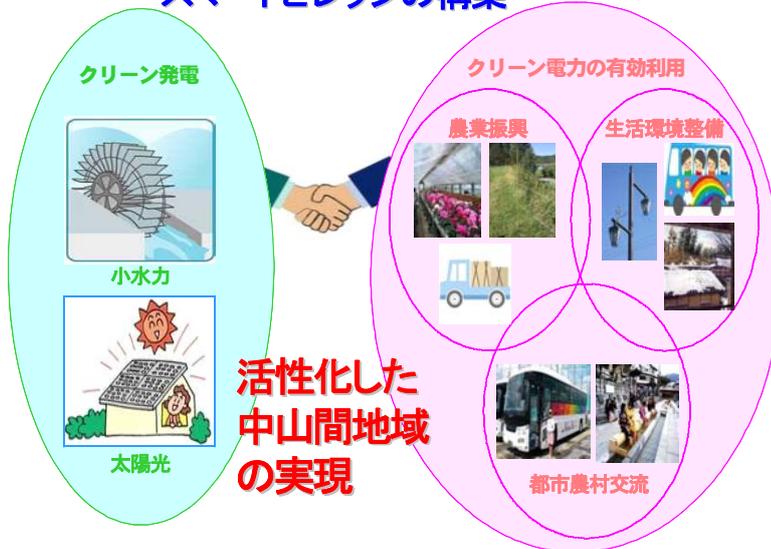
### ○財政上の支援措置

- ・施設整備に係る補助事業の特例措置
- ・クリーン電力利用に係る補助事業の創設

### ○その他の支援措置

- ・電力買い取り制度の充実

## スマートビレッジの構築



## クリーン電力の主な活用

### (1) 農業の振興

- 既存のエネルギーの代替
  - ・電気軽トラックや電気トラクター
  - ・果樹栽培での防霜ファン
  - ・畜舎の暑熱対策
- 新たな農業の導入
  - ・施設園芸用ハウスの暖房
  - ・広範囲な電気柵での鳥獣害対策
  - ・耕作放棄地での電牧柵による放牧

### (2) 生活環境の整備

- ・電気コミュニティバスの運行
- ・街路灯の設置
- ・道路や屋根の融雪

### (3) 都市農村交流の促進(観光の振興)

- ・電気周遊バスの運行
  - 周遊先:
    - ・薬草を浮かべクリーン電力で加温した足湯
    - ・オールクリーン電化の農村レストラン
    - ・クリーン電力で栽培された農作物直売所等
- ・「クリーンエネルギーの“まち”」のPR

## 【規制の特例措置、財政上の支援措置、その他の支援措置に係る提案内容】

### (1) 発電施設の設置・運営に係る提案

#### ① 電気事業法に基づく届出の緩和

小水力発電で出力 10kW 以上、太陽光発電で出力 20kW 以上の施設については、法に基づく工作物の工事、維持、運用等の届出が必要とされていることから、この範囲を 30kW 以上に引き上げ、緩和する。

また、法第 43 条で選任することとされている主任技術者について、土地改良区職員等で一定の経験を積んだ者については同等の扱いとする。

#### ② 河川法に基づく許可の緩和

かんがい用として流水の占用などの許可を受けていても、新たに小水力発電施設を設置する場合には、改めて許可を得ることとされているため、これを届出に緩和する。

また、非かんがい期における発電利用のための水利権取得についても届出で可とする。

#### ③ 農地法に基づく転用制限の緩和

法第 4 条により農地の転用を制限しているが、耕作放棄地等を活用した太陽光発電施設の設置については届出に緩和する。

#### ④ 施設整備に係る補助事業の特例措置

事業費が高額である、発電施設の設置に係る既存の助成措置に特例措置として優先枠の設定や補助率の増加などの措置を行う。

#### ⑤ 電力買い取り制度の充実

小水力発電によるクリーン電力の買取にあたっては、太陽光発電における新たな買い取り制度と同様、発電コストの回収ができる程度の価格設定を行う（値上げ）。

さらに、RPS法（電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法）を強化し、電力会社に義務付けるクリーンエネルギーの電気利用量目標を引き上げる。

### (2) クリーン電力の利用に係る提案

クリーン電力を利用した農業振興、生活環境の改善、都市と農村との交流（観光振興）などの地域全体での多岐に渡る取組をパッケージングして支援する「中山間地域資源等利用活性化総合推進事業（仮称）」を創設する。